

# 安全保障貿易管理上の留意事項

軍事転用可能な技術や貨物が世界の平和や安全を脅かすテロ組織や国家の手に渡らないよう安全保障上の措置を講じて頂く必要があります。

## 1. 日本政府による規制に対する対応

以下のいずれの場合であっても、寄附講座(インターンシップを実施する場合はこれも含みます。)における指導の対象となる技術及び講座実施のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、**日本政府が規制する技術や貨物に該当しないか**、次頁以降をご参照の上、必ずご確認下さい。

日本政府が規制する技術や貨物に該当する場合は、寄附講座実施開始までに日本の経済産業大臣の許可を取得して頂く必要がありますので、早めにご確認下さい。

- a. 申請法人が日本企業の場合
- b. 申請法人が日本企業の在外支店や在外連絡代表事務所の場合
- c. 申請法人が日本以外の国の法人格を有する日系企業の場合

なお、上記のb及びcについては、当該寄附講座における指導の対象となる技術や指導のために使用する設備・機器・物品が、日本政府の規制対象に該当するものであった場合、それらが日本法人から提供を受けているものであれば、その提供を受けた際に既に日本の経済産業大臣の許可を取得済みと考えられますが、寄附講座として日本以外の大学等の学生に対する技術指導等が、その許可の条件や誓約内容と合致しない恐れもありますので、その当時の許可条件や誓約書をご用意の上、下記へお問い合わせ下さい。

### 【確認先】

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課

TEL: +81-(0)3-3501-2801

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

または

一般財団法人 安全保障貿易情報センター (CISTEC)

TEL: +81-(0)3-3593-1148 (相談は内容によって有料)

<http://www.cistec.or.jp>

## 2. 申請法人所在国政府や第三国の講師の在住国政府による規制に対する対応

日本以外の申請法人の所在国や第三国(申請法人や講座開設大学の所在国と異なる国)の講師の在住国においても、国外の個人(学生)や機関(大学等)に対して技術・情報や製品・物品を提供する事について、何らかの規制がある場合も考えられます。申請法人や第三国の講師の所在国の規制の対象に該当するか否かについても、事前にご確認下さい。

## 3. 米国再輸出規制に対する対応

寄附講座(インターンシップを実施する場合はこれも含みます。)における指導の対象となる技術及び講座実施のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、これらに米国由来の技術・ソフトウェアや部品・製品が含まれている場合、米国の輸出管理関連法規に基づく再輸出規制の対象となり、ケースによっては米国政府への事前の許可申請を要することがありますので、本資料の4頁以降をご参照の上、ご確認下さい。

## 日本の安全保障貿易管理制度に基づく役務許可該非判定について

安全保障の観点から、外国の機関(大学等)や個人(海外の大学で学ぶ学生やインターン生)に対する技術・情報の提供に際し、事前に経済産業大臣の許可が必要な場合があります。これは、提供される技術・情報が核兵器をはじめとする兵器などの開発、設計、製造、使用や貯蔵に用いられる恐れがあるかどうかを見定めるためです。寄附講座を行う際に使用する装置・機器・物品や、受講生に提供する技術・情報が規制の対象に該当するかどうか確認して下さい。

### ※1 リスト規制とは

規制貨物及び技術は、「外国為替及び外国貿易法」第48条第1項(貨物の輸出)および第25条第1項(役務の提供)の規定に基づき、「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに「規制される貨物」が、「外国為替令」(以下「外為令」という)別表の1の項から15の項までに「規制される技術」が、それぞれ定められています。

規制される技術は、主に規制される貨物の設計、製造又は使用に係るものであり、資料、ソフトウェア又は技術データの提供、技術者等の派遣又は学生や研修生等の受入れなどを通じた技術指導等が対象となっています。但し、貨物(装置・機器・物品等)はリスト規制に該当しなくても、提供する技術自体はリスト規制に該当する恐れもあります。外為令において技術単独で規制されているものもありますのでご注意ください。

品目(リスト)が「輸出令別表1」及び「外為令別表」に、仕様(スペック)が「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(以下「貨物等省令」という)に規定されていますので、リスト規制について調べる場合は、これらに貨物や技術が該当するかチェックします。

なお、規制対象となるリストの変更が、通常で年1回発生することから、最新のリストに基づいて該非判定を行う必要があります。

確認の手掛かりとして、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに公表されている「貨物・技術の合体マトリックス表」([https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html))を活用することもできます。

### ※2 「外国為替令・別表」とは

許可が必要となる技術・情報の提供範囲は、「外国為替令」の「別表」に列記されています。この「別表」は、技術ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、対応する貨物の品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」(16の項)の2種類から構成されています。

### ※3 「輸出貿易管理令・別表第1」とは

許可が必要となる貨物の範囲は「輸出貿易管理令」の「別表第1」に列記されています。この「別表第1」は、品目ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」(16の項)の2種類から構成されています。

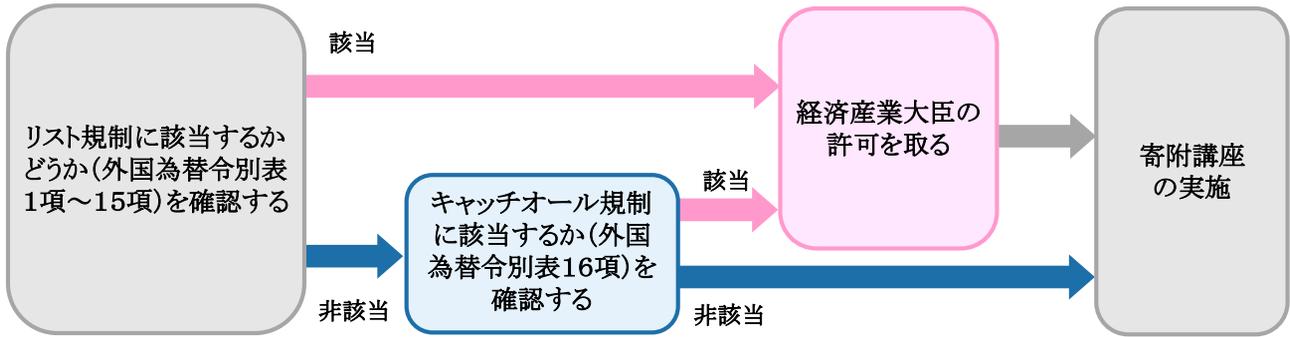
### ※4 「貨物等省令」とは

輸出貿易管理令に対応する事項は「貨物等省令」の第1条から14条、外国為替令に対応する事項は「貨物等省令」の第15条から27条を参照してください。輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表については、そのほとんどが「経済産業省令で定める仕様のもの」「経済産業省令で定めるもの」等の適用範囲を限定する記述になっている為、関連項目の性能や仕様について、「貨物等省令」にて確認して下さい。

### ※5 「キャッチオール規制」とは

「輸出貿易管理令別表第1」、「外国為替令別表」のそれぞれ1の項～15の項の対象となっている貨物の輸出や技術の提供以外の場合でも、事前に許可を得ておくが必要な場合があります。これは、リスト規制の対象以外のものでも大量破壊兵器の開発等のために用いられるおそれを見定めるためのものです。これを「キャッチオール規制」と呼びます。(輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表のそれぞれ16の項)

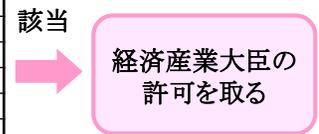
### (1) 該非判定の大きな流れ



### (2) リスト規制該非を確認する(外国為替令別表1項～15項)

具体的な技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

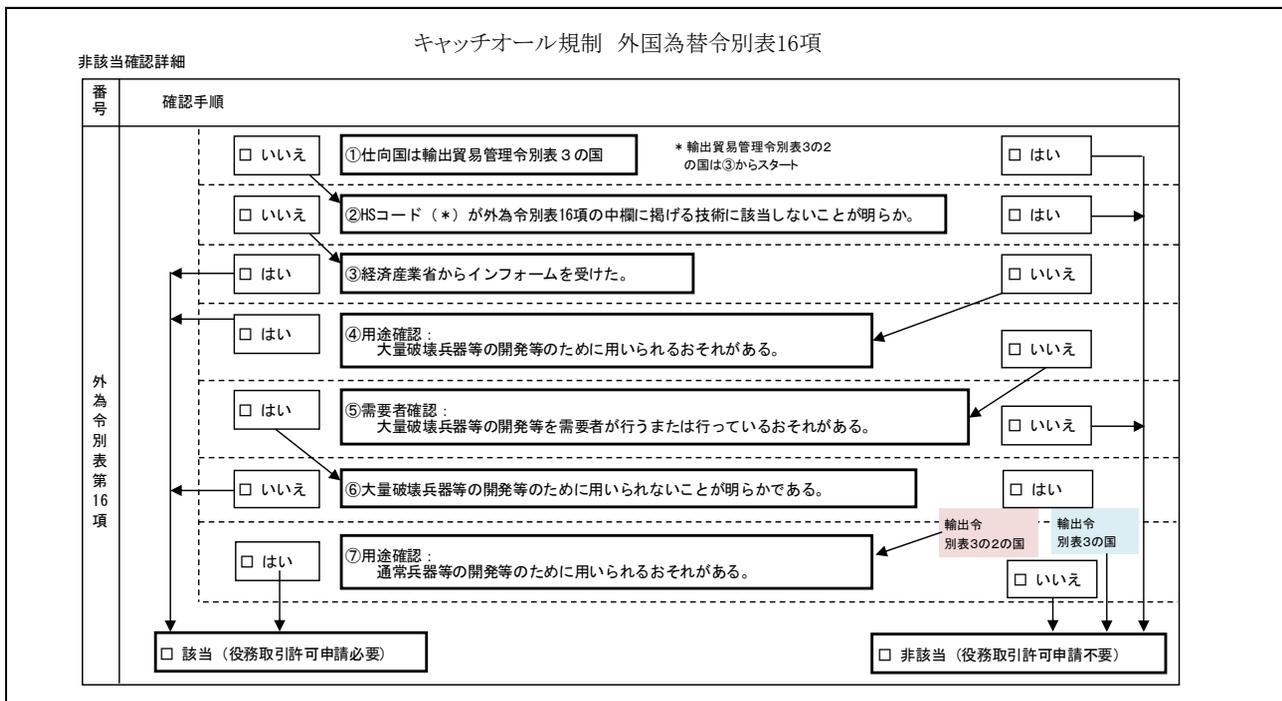
規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(*)条項番号	
			外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
武器	1	1	—	—
原子力	2	2	第15条	第1条
化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
ミサイル	4	4	第16条	第3条
先端素材	5	5	第17条	第4条
材料加工	6	6	第18条	第5条
エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
電子計算機	8	8	第20条	第7条
通信	9	9	第21条	第8条
センサ	10	10	第22条	第9条
航法装置	11	11	第23条	第10条
海洋関連	12	12	第24条	第11条
推進装置	13	13	第25条	第12条
その他	14	14	第26条	第13条
機微品目	15	15	第27条	第14条



\*「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

非該当 ↓ 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッチオール規制を確認。  
 (食料品、木材等を除く原則全品目を対象)

### (3) キャッチオール規制を確認する



\*「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められたコード番号です。  
<https://www.ietro.go.jp/world/qa/04A-010701.html>

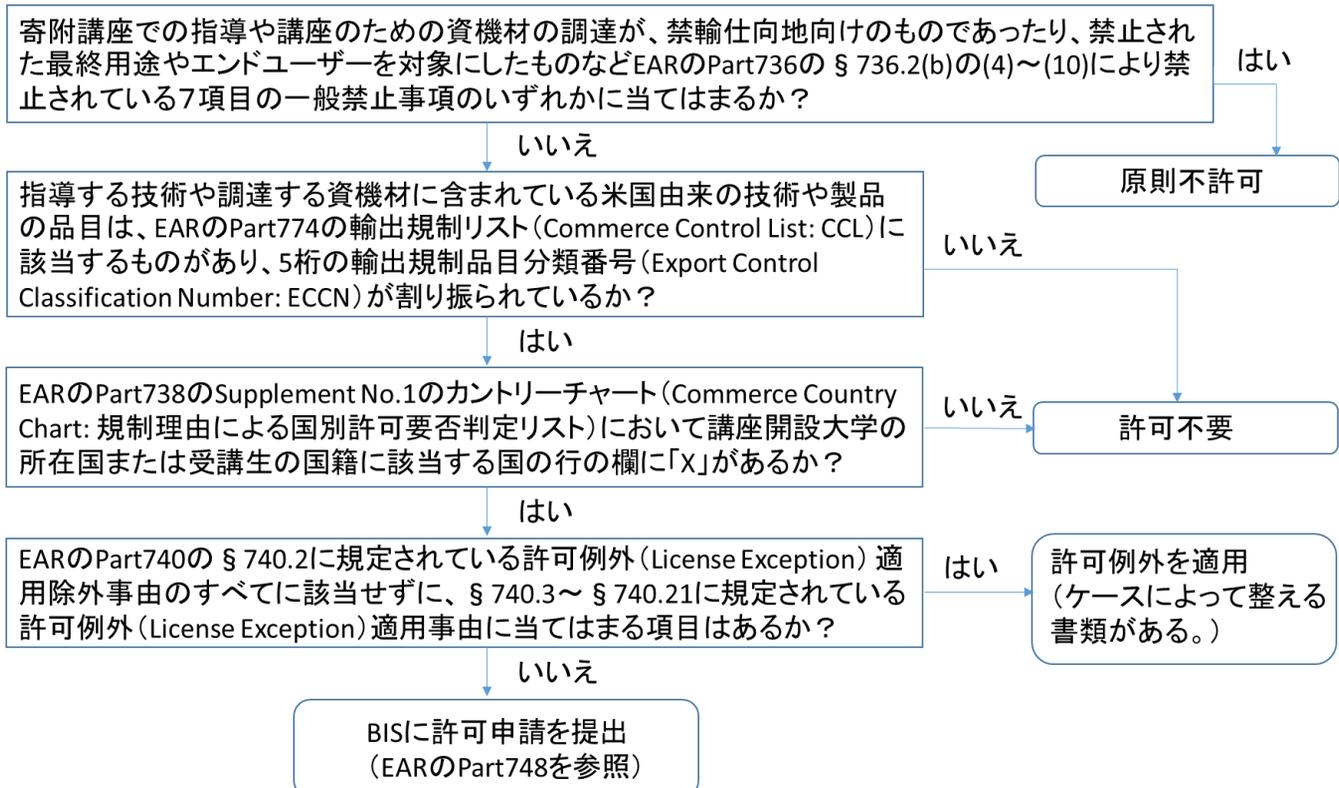
## 米国再輸出規制に基づく米国商務省の許可要否判定について

外国の機関(大学等)や個人(海外の大学で学ぶ学生やインターン生)に提供する機材や技術・情報が、米国由来の軍用としても非軍用としても利用可能な「デュアルユース品目」と呼ばれる商用の製品や技術・ソフトウェアなどが含まれたものである場合、これらが直接米国から輸出・移転・提供されるものでなくても(注1)、米国の輸出管理規則(Export Administration Regulations: EAR)に基づく規制の適用を受けます(注2)。ケースによっては、事前に米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)の許可が必要な場合があります。特に注意を要するEAR対象品目は、EARのPart774の規制品目リスト(Commerce Control List: CCL)に掲載されています。寄附講座を行う際に使用する装置・機器・物品や、受講生に提供する技術・情報について、BISの許可が必要かどうかをご確認下さい。

再輸出に関するEAR規制対象は以下の4つのカテゴリーです。

- ①現所在地を問わない全ての米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)
- ②米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)を「一定以上(注3)」組み込んだ非米国産の品目(製品、ソフトウェア、技術)
- ③米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた非米国産の「直接製品(注4)」
- ④米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた工場や主要工程により生産された非米国産の「直接製品(注4)」

寄附講座において指導する技術や調達する資機材に、上述の米国由来のものが含まれる場合には、EARに基づいてBISの許可要否の確認を行うこととなりますが、その概略フローは下図に示すとおりです。



注1: 直接米国からの輸出・移転・提供ではない、米国外での米国由来の製品や技術を含む品目の取引を「再輸出」と言います(EARのPart734の § 734.14~ § 734.20をご参照下さい)。米国が関与しない米国域外の取引についても、米国のEARに違反した場合、米国政府による制裁の対象となるので注意が必要です。現在のところこうした「域外適用」を規定しているのは米国のみです。

注2: EARの規制対象については、EARのPart734の § 734.2~ § 734.5に記載されています。なお、EARの規制の対象とならない公知の技術やソフトウェアについては、同じくPart734の § 734.7~ § 734.10に記載されています。

注3: 規制対象となる組み込まれた米国原産品の割合として、デミニマスレベル(De Minimis Level: 最低限レベル)がその価格比率により、あらかじめ設定されています(EARのPart734の § 734.4およびSupplement No.2)。

注4: 直接製品とは、米国原産の技術、ソフトウェアを使用して直接つくられた製品を指します。詳しくは、EARのPart736の § 736.2(b)の(3)及びPart744のSupplement No.4のエンティティリスト(Entity List)の脚注1に記載されています。

※上記の参照先EARの条文番号等は2021年10月15日現在のものに基づき記載しております。

### 【参考情報】

#### ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)ホームページ

- 米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の規制および再輸出許可申請方法

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html>

- 調査レポート「続・厳格化する米国の輸出管理法令 留意点と対策」(2021年8月)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf)

#### ・一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)ホームページ

- 米国再輸出規制入門

[https://www.cistec.or.jp/service/beikoku\\_saiyusyutukisei/index.html](https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html)

- EAR再輸出規制に関するQ&A集(直接製品の新規規制の追加)(19.06.18/改訂5版21.08.16)

[https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear\\_qa.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf)

- 米中の新輸出規制等の動向

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina.html>

### 【詳細情報】

#### ・米国商務省 産業安全保障局(BIS)ホームページ

<https://www.bis.doc.gov/>

- EAR(米国輸出管理規則)の原文

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

- CCL(輸出規制リスト)の原文

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2345-774-2/file>

### 【相談・問合せ先】

#### ・駐日米国大使館商務部

米国からDual-Useの貨物(汎用品)、ソフトウェア、技術を輸入し、第三国へ再輸出する際に適用される規制に関する相談を受付けています。

TEL:+81-(0)3-3224-5060

- 米国輸出規則 - Export Administration Regulations (EAR): 日本語サイト

[https://www.buyusa.gov/japan/services/bg\\_jp\\_030105.asp](https://www.buyusa.gov/japan/services/bg_jp_030105.asp)